

生駒市教育委員会訓令甲第2号

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例及び生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づく事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年5月30日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例及び生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づく事務処理規程の一部を改正する訓令

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例及び生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づく事務処理規程（昭和47年12月生駒市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

均等割額	所得割額	
円	円	

を

均等割額	所得割額	住宅借入金等特別税額控除等の額
円	円	円

に改める。

附 則

この訓令は、平成20年6月1日から施行する。